

## 電磁波の生体効果を利用した武器に関する質問主意書（案）

電磁波は周波数その他の属性により様々な特徴を持つ。電磁波を人体に照射した時の生体効果としては、誘導熱により体温を上昇させる熱効果が一般に知られている。電磁波を利用した兵器というのは幾つも考えられているが、人体に対して直接照射して攻撃することを目的とする兵器としては、アメリカ合衆国で開発、実用されている「アクティブ・ディナイアル・システム」が知られており、これはミリ波帯を使用し瞬時の熱効果により痛みを感じさせ対象人物を制圧するもので、非致死性兵器に分類される。

アメリカ合衆国において同国の情報公開法に基づき2006年に陸軍から機密解除された開示文書「Bioeffects of Selected Nonlethal Weapons(一部の非致死性兵器の生体効果)」には、電磁波の人体に対する影響として、熱効果と、学説として一致した意見が形成されているわけではないものの様々な生体現象が観察される非熱効果の双方を利用した武器に関する研究が幾つか述べられている。例えば、体温を上昇させて人を無力化する、脳の温度を上げ作業記憶の妨害や見当識障害を起こす、聴覚に関連する神経を刺激して音を聞かせる、電磁パルス波によりシナプスを刺激し、てんかん発作等の神経疾患を起こさせる、などの可能性である。これらの様々な電磁波の生体効果とその武器利用の研究が示唆するものは、壁を透過し、遠隔から光速によって証拠を残さずに人体を攻撃するステルス兵器の存在である。

一方で、我が国には、電磁波の照射による人為的な犯罪被害としての心身の失調を訴える被害者が多数存在し、そのような被害を訴える被害者団体の一つ、特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク（東京都千代田区）だけでおよそ350人の会員数（2015年9月）を持ち、その他にも同様の被害者団体が存在することから推定して、少なくとも400人以上の市民が、現在、意図的な電磁波照射による犯罪被害とその解決を社会的に訴えている。

これらの被害者の訴えによると、その心身の症状は、上記米陸軍開示資料に示された様々な電磁波の持つ生体効果と一致や関連するものが多く、さらに遮蔽によって疾患が緩和されたり、被害者の使用する電子機器が異常な頻度で故障するなど、物理的な攻撃を示唆する現象が見られることもあるものの、犯罪性を証明する証拠は技術的な困難さゆえに取得することはできないという。一方、警察は現在、電磁波を使用した攻撃を犯罪と認めていないため、被害者らの訴えに対し捜査を開始せず、また、証拠の取得ができないため裁判による犯罪の立証もできず、被害者はただ一方的に攻撃を受けて苦しんでいるという。なお同様の被害を訴える者は北米、ヨーロッパ、アジアにも多数存在し、被害者団体も世界中に多数存在する。

もしそのような高度な技術を用いたステルス兵器が存在する場合、技術的困難性から一般市民が証拠を取って犯罪を証明できないことは当然その被害者の落ち度ではない。多数の市民が、一方的に犯罪によって苦しめられながら助けを得られないという状態は、基本的人権を著しく損なうものであると同時に、安全保障の観点からも、事実関係の確認が急務である。軍事技術に関する情報は機密情報に含まれるものあろうが、上記の状態を解消することの重要性と緊急性を考慮する必要がある。そこで以下の質問をする。

- 一 我が国の自衛隊及び警察は、電磁波の生体効果を利用して人体を攻撃する兵器（以下「電磁波兵器」）を保有しているか示されたい。
- 二 自衛隊、警察を除き、我が国において電磁波兵器を保有、使用している組織や個人は存在するのか、そしてもし存在するならばその名称が何であるか示されたい。
- 三 過去及び現在、我が国が電磁波の生体効果を用いて、被験者に非同意の人体実験を行っているか否かを示されたい。
- 四 過去及び現在、我が国の同盟国であるアメリカ合衆国が、日本国内において電磁波の生体効果を用いて、被験者に非同意の人体実験を行っているか否かを示されたい。
- 五 電磁波兵器による犯罪の存在を把握しているか否か示されたい。
- 六 電磁波兵器による犯罪被害を訴える被害者（以下「電磁波犯罪被害者」）は、長年、複数の行政機関に対して訴えを行っているが、電磁波犯罪被害者を認知しているのか否か、そしてもし認知している場合は、その訴えをどのように解釈しているか、認識を示されたい。
- 七 電磁波兵器の存在可能性についての認識を示されたい。
- 八 電磁波兵器の存在可能性を認める場合、それが一般市民に使用されれば、技術的困難さゆえにその証拠を取得できないことを考慮して、国民の生命と身体を保護するためにどのような方法を検討しているのかの認識を示されたい。
- 九 国内外の多数の電磁波犯罪被害者の存在及び、電磁波兵器の存在可能性を考慮すれば、実態を把握するために、早急に電磁波兵器を用いた犯罪に関する公的な調査を国が行うべきと考えるがいかがか、認識を示されたい。

右質問する。

#### 参考資料

<https://www.freedomfchs.com/pdfs/bioeffectsofsnlwpns.pdf>

“Bioeffects of Selected Nonlethal Weapons”

[http://www.geocities.jp/techhazainetinfo/kathudou/gijutsushiryoku/tech27\\_bioeffectsofsnlwpns.pdf](http://www.geocities.jp/techhazainetinfo/kathudou/gijutsushiryoku/tech27_bioeffectsofsnlwpns.pdf)

“Bioeffects of Selected Nonlethal Weapons（日本語訳）”